

終 章 調査報告のまとめ

小内 透

北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

本報告書では、アイヌの人々の生活実態と意識について、量的調査の結果にもとづいて検討してきた。そこで、明らかになったことを簡単にまとめるとともに、今後深めるべき論点を提示することにより、調査報告のまとめとする。

第1節 調査対象者の特性と血統・民族意識

第1章で、調査対象者の特性について検討した結果、2006年に行われた「北海道アイヌ生活実態調査」の結果とほぼ同様に、胆振支庁、日高支庁、石狩支庁に居住する調査対象者が全体の約7割を占めており、これらの地域にアイヌの人々が数多く住んでいることが改めて確認できた。

世帯の家族人数に関しては、北海道調査（平成18年）と同様の傾向を示したが、国勢調査（平成17年）にもとづく北海道の状況とは、1人世帯が少ない点、5人以上の世帯が多い点で、やや異なっていた。

世帯票における年代別的人数は、50歳代がもっとも多く、平均年齢は41.5歳で、北海道調査（平成18年）、国勢調査（平成17年）の平均年齢より若干若くなっていた。

男女比は、世帯票・個人票ともにほぼ半々であり、性別による偏りは見られなかった。出生地は道内が9割を占めていたが、現在、居住者が多い札幌市は少なかった。札幌市全体の人口増加は、産業構造の再編などにより、道内の各地から人口が流入することによってもたらされたものである。その動きに、アイヌの人々も貢献していることがうかがわれた。

ところで、アイヌの居住地にかかわって、北海道人口とアイヌの人々の支庁別分布の違いをもとに、石狩・上川の2支庁に居住する「一般日本人」と日高と胆振の2支庁に居住するアイヌの人々との間に「明白な住み分け現象が起りつつある」とする見解がある（松本 2001:150）。たしかに、本調査でも、北海道人口が少ない胆振や日高に多くのアイヌの人々が居住していることが確認できた。しかし、他方で、出生地と現居住地が異なり、北海道人口全体と同様にアイヌの人々も札幌に転入する動きが見られた。また、アイヌの人々が多く住む地域においても、アイヌではない人々も数多く居住している。これらの点を考えると、住み分けが起りつつあるという評価は誇張しすぎである。住み分けの議論をするのであれば、むしろアイヌの人々が数多く居住する地域社会を始めとした具体的な地域社会において、アイヌではない人々との間にどのような社会関係・社会的交流が展開されているかを明らかにすることが必要である。

第2章では、血統と民族意識について検討した。

血統については、従来いわれている通り、和人との「混血」が進んでいることがわかった。両親ともアイヌ民族の血筋にある者は2割をきるまでになっている。しかも、「混血」は本人の世代だけでなく、親や祖父母の世代でも少なからず存在したことが確認できた¹⁾。

もちろん、世代によって「混血」が進む形態や意味は異なると思われる。「混血」化には少なくとも和人との直接的な結婚による場合と和人「養子」を通じた場合が考えられる。和人との結婚は時代が下るに従って多くなってきたと思われるが、和人の「養子」はかなり以前から存在したといわれる。

実際、和人の「養子」は少なくとも明治20年代以降、多く見られたとし、「混血」化（生物学的同化）を一つの動機としていたとする考え方がある（馬場 1972）。「養子」となった和人は、アイヌの子として育てられ、アイヌの異性と結婚することになるからである。だが、この考え方とは異なり、アイヌの人たちの間では、もともと、相互扶助的な思想に基づいた民族内での「養子」の慣行があり、その延長線上で、明治以降の北海道開拓により入植した和人の困窮を背景として育てられなくなった子ども（捨て子を含む）や和人男性との間にできた私生児を「養子」として受け入れたとの見方を示す者もいる（葭田 1996）。この見解によると、「混血」化を動機として和人の「養子」受け入れが行われたのではなく、和人の「養子」を通じて、結果的に「混血」化が進んだという理解になる。

いずれにしても、「混血」化は明治以降長い年月をかけて、進展してきた現象である。今回の調査結果はその一端を示したものであり、より詳細な実態を明らかにすることは、今後の研究上の課題となる。

一方、民族意識については、「アイヌ民族であることを常に意識している」者は全体の1割程度しかおらず、半数近くはふだん「まったく意識」していなかった。「今後、アイヌ民族として積極的に生活したい」という者も2割をきっていた。こうしたアイヌの民族性に関する「無意識化」の傾向は、とりわけ30歳未満の若い世代に強く見られた。

ただし、この「無意識化」は必ずしも、アイヌ民族であることを隠そうとする消極的な意識の表れとしてのみ把握することはできなかった。むしろ、「民族」という区別自体への懷疑や、自らを地球人として位置づけようとする積極的な意識の表れである可能性も感じさせられた。

これらの結果から、若い世代における民族意識の希薄化が今後も進展するかどうかは、判断が難しいところである。民族意識は社会的に構成されるものだからである。現在は、かつてと異なり、アイヌの人々にとって自らの民族性を表明したり、誇りにしたりできる状況が生み出されつつある。国会で首相がアイヌ民族は先住民族であると明確に語るようになったし、アイヌの人々に対する様々な支援策が模索されるようになっている。民族意識の世代的継承に関する今後の取り組みが、大きな影響を及ぼすことも事実である。そのため、若い世代においても、民族意識が覚醒され、再構築される可能性も否定できない。

さらに、今回の調査では、かつての世代の人たちが皆、同じような民族意識をもっていたとする結果も示すことができなかった。むしろ、かつての世代の人たちであっても、民族意識は多様であることを予測させる結果であった。

ちなみに、今回、調査に対する意見や感想を自由に書いていただく欄を設けたところ、実に多様な意見・感想が寄せられた。それらを見ると、民族意識を含め、アイヌの人たちの中に実に多様な考え方があることがわかる。そのうち、民族意識に関わるものだけをあげると、もっとも目についたのが、一般のアイヌの人々と社会運動を推進する者の間に大きな意識の差があることを強調した意見であった。その中には、運動の進め方や運動を進める人たちに対する違和感や批判を表明した

ものも少なくなかった。また、自分は、アイヌと思って生きてきたことはまったくなかったとの意見も多かった。逆に、和人にいじめられアイヌとしての民族意識を否応なく刻印されてきたことを切々と訴える方も数多く見られた。かと思えば、和人からではなくアイヌの人々の間でいじめを体験し複雑な感情を吐露する訴えも少なくなかった。なかには、本人はアイヌではなく、配偶者がアイヌの方で、アイヌの人々の考え方と共に鳴してアイヌ文化を積極的に学ぼうとする人もいた。

すでに、(民族) 意識的なアイヌと (民族) 意識的でないアイヌ、(商売としての) アイヌ観光に批判的なアイヌと批判的でないアイヌという 2 つの軸でアイヌの人々の多様性を図式化しようとする試みはあった (伊藤 1996)。しかし、今回の意見や感想を見ると、アイヌの人々の民族意識にはより複雑な構造があることが浮かび上がる²⁾。

こうした民族意識の多様性は、アイヌ民族に対する行政施策、アイヌ以外の人たちとの関係性、アイヌ民族としての社会運動の進め方等を背景にして生み出されていると思われる。この点をふまえると、今後、民族意識の多様性の内容や変化、そしてその背景についてより詳細に検討することが課題になるといえる。

第2節 労働・社会保障と教育および健康

第3章と第4章で、労働・収入と社会保障について検討した。

今回の調査では、アイヌの人々の就業形態は、常時雇用者、パート・アルバイト、自営業主、家族従業員の比率が高かった。しかし、北海道と比べると、常時雇用者の比率は低く、不安定な就業形態であるパート・アルバイト、家族従業員の比率が高かった。職種に関しては、農林水産的職業、技能・生産工程従事者、サービス的職業の比率が高く、従業員規模で見ると、零細規模の事業所に勤めている者が多かった。従業員規模10人未満の零細事業所に勤めている者の割合は、北海道全体で26.2%であるのに対し、アイヌの人々の場合、実に45.9%にのぼっていた。

こうした、就業形態、職種、従業員規模が組み合わさった結果、個人収入が低くならざるをえなかった。常時雇用者であっても企業規模が小さければ収入が少なく、たとえ従業員規模が1,000人以上と大きくても不安定な非正規雇用であれば、高い収入が見込めないからである。それが世帯年収の低さにもつながり、個人収入と世帯年収は全道と比べ格段に低かった。世帯年収は全道平均が440.6万円であるのに対し、アイヌの人々は369.2万円にしかすぎなかった。

生活保護の被保護率も全道と比較して、格段に高かった。全道が3.9%であるのに対し、アイヌ世帯では5.2%に達していた。この数値は、2006年に実施された北海道アイヌ生活実態調査の結果(3.8%)を遙かにしのいでいた。とりわけ、経済的に厳しい状況におかれていたのは、女性が世帯主の場合である。こうしたケースでは、20%が被生活保護世帯になっている。また、地域別に見ると、十勝管内に被生活保護世帯が多く見られた。

これらの点をふまえると、これまで北海道が展開してきた「北海道ウタリ福祉対策」および「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」にもとづいた教育・生活支援策は、北海道全体との生活水準の格差を十分埋めるほどの効果をもたらしていないといわざるをえない。こうした現実は、これほどの生活水準の格差がなぜ維持されてきたのか、そのメカニズムを本格的に検討する必要性を浮かび上がらせており、本格的な検討がなければ、アイヌの人々の生活改善の見通しがえられないだけでなく、効果がはつきりしない行政施策がくりかえされるだけになるからである。

第5章では、教育について検討した。

アイヌの人々の学歴については、アイヌ以外の日本人との間に圧倒的な格差が見られた。年齢が下るに従って学歴はあがっているが、アイヌ以外の日本人との格差は解消されていない。30歳未満であっても、大学を経験している者は20.2%にとどまっている。全国的には2005年に大学進学率が50%を超えていていることを考えると、その格差の大きさが浮き彫りになる。高校や大学における中退者の多さも目についた³⁾。その背景に、家庭の経済的な厳しさがあった。事実、より上位の学校への進学を断念した理由として、経済的なものをあげるケースがほとんどであった。

学歴は本人の平均年収に大きな影響を与える。それは、アイヌ民族であろうとなからうと、共通の現実である。アイヌの人々の学歴の低さがすでに見た個人収入や世帯収入の低さをもたらす重要な要因のひとつになっていたと考えられる。したがって、経済的に貧困な家庭環境が高学歴を獲得する上で不利な条件となり、獲得された学歴の低さに規定されて、本人の経済的な状況も低い水準になる。これが世代的に繰り返され、貧困と低学歴が再生産される傾向が、存在しているといわざるをえない。そこでは、よりよい教育を受けるための条件を補償することにより、こうした悪循環を断ち切る方策が必要になろう。

ただし、学歴格差や教育格差の問題は、アイヌ以外の日本人の間でも学歴の階層間格差の問題として取り上げられている。その原因については、経済的な要因とともに文化的な要因や教育や学歴に対する意識の要因も指摘されている（小内 2005:174-94）。この点をふまえると、アイヌの人々の学歴問題・教育問題を考える場合にも、より多角的な検討が求められる。

その際、同和地区の子どもたちの学歴問題・教育問題をめぐる議論（小内編著 2009:80-1）と同様に、アイヌの人々の学歴問題・教育問題が一般に議論されている階層間格差の問題に解消されるのか、それともアイヌの人々固有の要因があるのか、が一つの重要な論点となる。

第6章では、健康のリスク要因について検討した。

今回の調査では、アイヌの人々のなかで喫煙、飲酒、ギャンブルに習慣的に親しむ比率は一般的な国民調査や道内の調査と比較しても高いという結果が明らかになった。

諸外国では、先住民の人々の間でアルコール依存症やギャンブル依存症が多いことが指摘されている⁴⁾。今回の調査では、依存症の有無や喫煙、飲酒、ギャンブルに親しむ比率の高さが何に由来しているのかについて調べることはしなかったが、健康のために気をつけなければならない現状にあることは確認できた。

なお、本調査への感想として、「かつてアイヌは酒におぼれ、我子の教育や家庭の生活、そして、社会人としての責任感など、自覚が悔しいかな実におろそかだった。そうした過去が現在もなお民族復権のブレーキになっている」としてアイヌ民族として大量の飲酒を慎むべきとの意見もあったことを付け加えておく⁵⁾。

他方で、健康管理のひとつとして重要な健康診断の受診率を見ると、全体的には全国と比較しても大差はなかった。しかし、一部の地域（上川・宗谷・網走地域）で、喫煙や飲酒が少ない方ではなかったにもかかわらず、健康診断の受診率が低い状況が確認できた。これらの地域では、健康状態をチェックする必要が高いといえる。

第3節 社会意識・宗教意識と政策要望

第7章では、アイヌの人々の社会意識について、「成功」の要因と不公平感に関する2つの側面から検討した。

アイヌの人々の社会意識を概観すると、アイヌ以外の人々となんら変わらない部分とアイヌゆえに強いられた部分というふたつの面が認められた。

社会で成功するための要因について、アイヌ以外の日本人と同様、努力と才能と考える者が多く、アイヌであることによって規定される家柄や親の地位をあげる者は少なかった。しかも、社会的な安定を得ている人と不安定な状況にある人では異なる傾向が見られ、前者は自分自身の才能や努力によって成功が獲得できると考え、後者は成功が家柄や親の地位、さらには学歴に起因していると考えていた。

他方で、不公平の存在を尋ねると、学歴や所得・資産といった各種の資本の格差にもとづく不公平感が強かったものの、人種・民族による不公平感も根深いことがわかった。また、女性、不安定な就業状況にある人々、世帯年収の少ない人々、中高年世代の人々において不公平感が強かった。

このように、人種・民族による不公平感以外には、アイヌ民族の固有性は見いだしにくくなつており、すでに述べた民族意識の希薄化や多様化と同様な現象が成功観や不公平感にも見いだすことができた。しかし、アイヌの人々に固有の人種・民族による不公平感は、それ以外の社会意識の基層になっていると考えることもできる。そうであれば、それこそが社会意識に見られるアイヌの固有性としてみなすこともできる。それゆえ、今後、人種・民族による不公平感とそれ以外の社会意識の関連をより深く検討していくことが重要な意義をもつといえる。

第8章では、宗教意識と文化伝承の課題について検討した。

その結果、家の宗教（宗旨）として仏教をあげた人が最も多く、それに次いで、特定の信仰を持たない人たちが多いことがわかった。両者をあわせて全体の8割に達していた。また、新興宗教では、創価学会に加入している者がもっとも多かった。これらの点から見て、アイヌの人々の宗教意識は日本全体の状況と似通っているといってよい。

アイヌ民族の伝統的な宗教観・宗教儀礼に関しては、実践の度合いも過去の出来事としての認知も低く、先住民族であるからといって、伝統的民族文化・宗教文化をそのままの形で保持しているわけではなかった。伝統文化を学び直している者や学ぶ意欲を持っている者も、多数派とはいがたかった。しかし、「自然との共生」にアイヌプリ（アイヌ民族らしさ）を見いだす見解が共通に見られ、この点に伝統文化のエスプリがかいまみえた。

ただし、今回の調査で語られたアイヌプリが、どのように形成されてきたのかについては、必ずしも明らかにできない。日常生活を通じて身につけたのか、アイヌのコミュニティによる意識的な教育によって獲得されたのか、それとも様々なメディアを通じて形成されたのか、これらの点は、今後解明すべき課題となる。

第9章では、北海道におけるアイヌ政策の推移とアイヌ民族による政策要望を概観した後に、調査結果の特徴をまとめた。

調査結果から要望の強い政策として、「学力向上の支援の拡充」「差別のない人権尊重の社会の実現」「雇用対策の拡充」「アイヌ語・アイヌ文化の学校教育への導入」などがあげられた。これらの項目は、アイヌ民族の組織的な政策要望においてもつねに上位を占めているものであり、一般のア

イヌの人たちにおいても共通の要望であることが理解できた。

質問項目には、土地や伝統的漁法など、かつてアイヌ民族が奪い取られた様々な権利の回復に関する要求を提示しておいた。にもかかわらず、これらに関する要求を支持する者は意外なほど少なかった。これは、一方では、歴史的な問題に関する意識が弱まり、民族意識の弱化とあいまつた結果であると思われる。だが他方で、現実に直面する生活の苦しさを解消することがもっとも大きな関心事となっているため、それと直接結びつかない項目には関心がよせられなかつた可能性もある。社会的な機運が高まっているアイヌ民族に対する支援策を具体化するにあたって、これらの点について、より慎重に検討していくなければならないであろう。

おわりに

以上、本調査を通して、様々な点があきらかになった。これまであまり注目されていなかったことともあれば、すでに指摘されていた点を再確認する場合もあった。しかし、もっとも重要なことは、現代に生きるアイヌの人々の生活現実や意識のあり方、また社会関係について深めるべき論点が数多く浮かびあがったことである。

これらの論点は、アイヌの人々に対する支援策を考える上で重要な意義をもっている。従来から取り組まれている支援策を延長し、拡大するだけでは解決できない問題があることを示しているからである。同時に、浮き彫りになった様々な論点は研究上の課題につながるものもある。そのため、今後の研究を発展させる上で、これらの論点を大切にする必要がある⁶⁾。

その意味で、現実の問題と研究上の課題に応えるために必要な多くの論点を提示できたことが、本調査の最大の成果であるといつても間違いない。この点を確認して、報告書のまとめとする。

注

- 1) 1922（大正11）年に出された北海道廳『舊土人に関する調査』によれば、すでに1916（大正5）年末の段階で、18,821人の「アイヌ」のうち「純血と認むるもの」は13,557人（72.0%）、「混血と認むるもの」4,550人（24.2%）、「和人種」714人（3.8%）となっていた（北海道廳 1922:114-5）。
- 2) 感想の中には、「ウタリ協会のメンバーだけを調べても本当の姿はわからない」、「何度も調査の対象になっているが、それで自分の暮らしがよくなつたためしはない、今度の調査も何の役に立つか疑問だ」等、本調査への批判も見られた。これらの批判や疑問については、今後の調査研究にいかしていくつもりである。
- 3) 大学進学率の低さとともに高校や大学の中退率の高さについては、渡會歩も指摘している（渡會 2007）。
- 4) たとえば、アメリカ・インディアンとカナダ先住民のアルコール依存症を扱ったもの（Brian 1994）、アボリジニ、マオリ、アメリカ・インディアンのアルコール問題を扱ったもの（Saggers and Gray 1998）、アメリカ・インディアンのアルコール、ドラッグ、ギャンブル依存症を扱ったもの（French 2000）などがある。なお、従来の研究では、アルコール依存症などの背景として、生物学的要因、文化的要因、政治経済学的要因などが指摘されている（Saggers and Gray 1998:68-88）。
- 5) アイヌ民族の大量飲酒の問題については、明治期から指摘されていたことである。代表的な主張として北海道師範学校教頭の岩谷英太郎のものがあげられる（小熊 1998:61-2）。
- 6) これらの論点を深めることをめざして、すでに2009年11月に札幌市とむかわ町に居住するアイヌの人々を対象にした面接による聞き取り調査を実施している。対象者は両地域合わせて114人にのぼった。今後、これらのデータの整理と分析を行い、結果を公表する予定である。

参考文献

- 馬場優子, 1972, 「日本におけるマイノリティ研究への一試論——アイヌ系住民の事例研究」『民族學研究』37(3), 214-38.
- Brian M., 1994, *Crazywater: Native Voices on Addiction and Recovery* (Toronto ; New York : Penguin Books).
- French, L. A., 2000, *Addictions and Native Americans* (Westport, Conn.: Praeger).
- 北海道廳, 1922, 『舊土人に関する調査』北海道廳.
- 伊藤泰信, 1996, 「アイヌの現在の民族誌に向けて」『民族學研究』61(2), 302-13.
- 松本和良, 2001, 「現代アイヌ民族の社会構造と潜在変数」『中央大学社会科学研究所年報』6, 147-67.
- 小熊英二, 1998, 『<日本人>の境界：沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社.
- 小内透, 2005, 『教育と不平等の社会理論』東信堂.
- 小内透編著, 2009, 『リーディングス・日本の教育と社会13 教育の不平等』日本図書センター.
- Saggers, S. and Gray, D., 1998, *Dealing with Alcohol: Indigenous Usage in Australia, New Zealand and Canada* (Cambridge, UK ; New York : Cambridge University Press).
- 渡會歩, 2007, 「現在のアイヌ民族をめぐる諸問題とその歴史的背景——主に1945年以降を中心に」『アジア文化史研究』第7号, 53-91.
- 葭田光三, 1996, 「近代アイヌ社会における養子慣行についての一考察」『社会学論叢』日本大学社会学会, 127, 65-82.

(小内 透)